

「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」 登録のご案内

登録要件

- (1) 大阪府内に本社または事業所を設置していること。
- (2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用数が不足していないこと。
※常用雇用労働者数が50人未満の企業等については、下のいずれかの要件を満たしている場合に「優良企業」の登録対象になります。

優良企業登録について

さらに、次のいずれかの要件を満たしている企業等は「大阪府サポートカンパニー優良企業」として登録していただけます。

※大阪府制度融資「チャレンジ応援資金（金融機関提案型）」のうち該当融資メニューのご利用、ハートフル企業顕彰（知事表彰）の選考の対象となるには、「優良企業」の登録が必要です。

- (1) 毎年1人以上の障がい者の職場体験または実習を受け入れていること。
- (2) 障がい者就労施設等への物品または役務の発注実績が合計24万円以上であること。
- (3) 法定雇用数を超えた障がい者を雇用していること。
 - 常用雇用労働者数300人未満の企業 ⇒ 法定雇用障がい者数を1人超えて雇用
 - 常用雇用労働者数300人以上の企業 ⇒ 法定雇用障がい者数を2人超えて雇用
- (4) 大阪ハートフル基金事業協定を締結していること。
- (5) 次のいずれかの府施策に協力していること。（詳しくはホームページをご覧ください。）
 - 精神・発達障がい者職場定着支援事業 ○精神障がい者社会生活適応訓練事業
 - ハートフルオフィス推進事業 ○難病患者の雇用 など

※(1)、(2)については過去2年間の実績が必要となります。

※(4)については、登録申請日時点で協定を締結していることが必要となります。

※大阪府制度融資のご利用については、融資もしくは保証等をお約束するものではありません。

登録の有効期間

◆登録日から起算して2年を経過した日以降の最初の3月31日まで。

登録の方法

登録申請書に必要事項を記入し、下記まで郵送または持参してください。

登録申請書はホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>

◆登録の決定後、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」または「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証」をご送付します。

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

《お問合わせ》 大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 06-6360-9077
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 06-6944-9178

《送付先》

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ